

経営比較分析表（令和6年度決算）

和歌山県 広川町

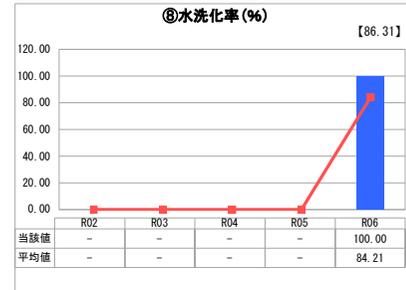
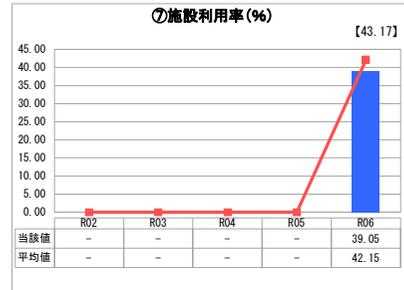
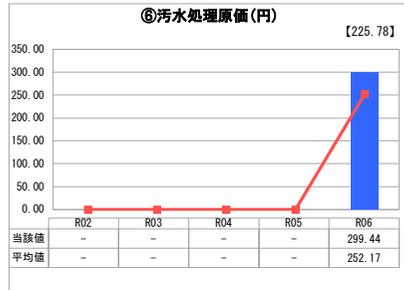
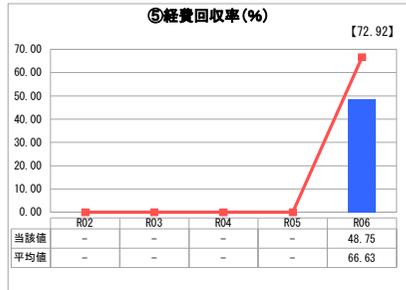
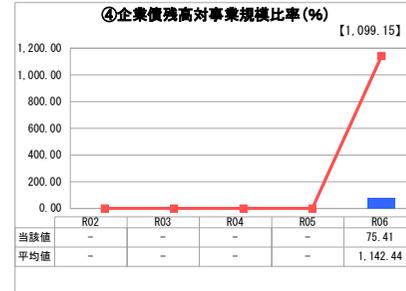
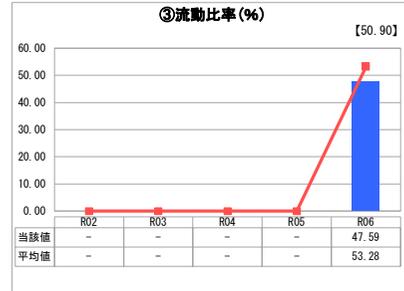
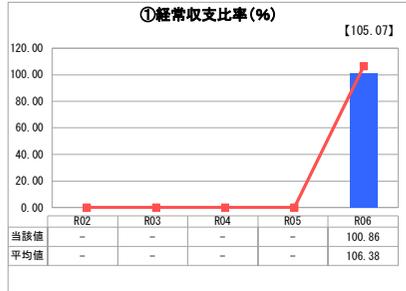
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	88.36	2.09	90.91	2,860

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
6,403	65.35	97.98
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
133	0.08	1,662.50

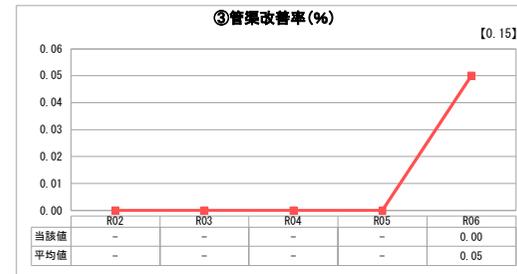
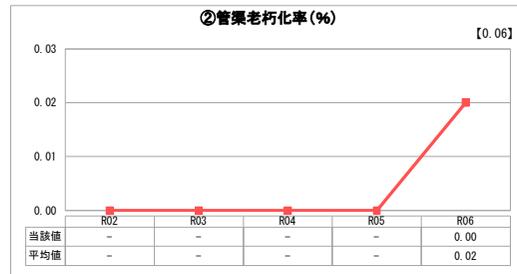
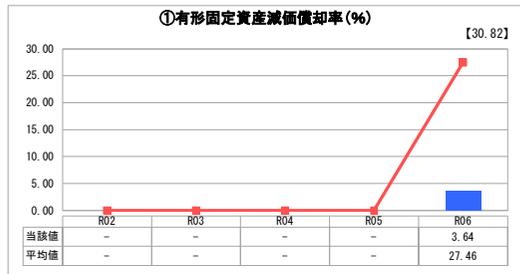
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

令和6年度から法適用されたが、法非適用の頃と比較してあまり数値に増減がない。
 収益的収支比率については、令和5年度までは100%を下回っていたが、令和6年度に100%となり、欠損金が発生していない。流動比率は、流動負債に占める1年以内に支払うべき企業債が約半数を占めており、100%を大きく下回っている。経費回収率及び施設利用率は、法非適用の頃から引き続き、令和6年度時点で分譲予定区画の約6割程度に留まり、類似団体平均を下回っている。
 下水道は広湾埋立地区に設置した特定環境保全公共下水道であり、埋立地内の住居92戸と公共施設5か所を対象とした非常に規模の小さい下水道である。従ってスケールメリットが働かず、施設維持管理費を使用料だけでまかなうのは厳しい状況である。また、分譲住宅地の計画人口260人中現在人口133人となっており、当初計画の約5割程度しか埋まっていないことから、料金収入も思うように伸びず、現在は一般会計からの基準外繰出しに頼らざるを得ないと言った状況である。
 企業債残高対事業規模比率については、法非適用の頃から引き続き、類似団体と比較して相当低い状態であると共に、残高も順調に減っている状況である。同じく、汚水処理原価も企業債の償還元金の減少により単価が▲146.93円(446.37円→299.44円)減少している。
 施設利用率は、水洗化率については、分譲地であり、下水道への接続を必須としているため100%となっている。

2. 老朽化の状況について

令和6年度が法適用の初年度となり、有形固定資産減価償却率及び管渠経年率が初めて数値化された。よって、管渠改善率以外は過去との比較はできないが、平成9年供用開始の下水道であるため、現時点ではまだ施設及び管渠の更新が必要な状況でない。

全体総括

広川町特定環境保全公共下水道については、令和5年度以前の法非適用の頃から、当初予定していた加入者数が想定通り推移していないこともあり、一般会計より基準外の繰入を行って運営している状況である。
 経費面では、人件費を計上しておらず、大きく削減できるようなものがない状況である。このため、経営状況を少しでも上向きにするためには、分譲地への早期住居建築を所有者に促すか、最終的には料金改定も見据えた方策を検討していく必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。